

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月12日
【事業年度】	第73期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
【会社名】	ナカバヤシ株式会社
【英訳名】	NAKABAYASHI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 湯本 秀昭
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
【電話番号】	大阪（06）6943-5555
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理統括本部経理部長 西内 宏志
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区東坂下二丁目5番1号
【電話番号】	東京（03）3558-1255
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 東京本社長 淡路 克浩
【縦覧に供する場所】	ナカバヤシ株式会社東京本社 （東京都板橋区東坂下二丁目5番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月23日に提出いたしました第73期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）有価証券報告書について、金融商品取引法第24条第6項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項により添付することとされている定時株主総会招集ご通知〔電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項〕につき、誤った内容のものを添付しておりましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

訂正後の定時株主総会招集ご通知〔電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項〕を新たに添付しております。

3【訂正箇所】

訂正後の定時株主総会招集ご通知〔電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項〕の訂正箇所は_____を付して表示しております。

< 訂正箇所 >

P.7「連結注記表 会計方針の変更に関する注記（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）」

（訂正前）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類への重要な影響はありません。

（訂正後）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類への重要な影響はありません。

< 訂正箇所 >

P.20「個別注記表 会計方針の変更に関する注記（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）」

（訂正前）

会計方針の変更に関する注記。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

（訂正後）

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

< 訂正箇所 >

P.21「個別注記表 損益計算書に関する注記 1. 関係会社との取引高」

（訂正前）

営業取引以外の取引高 796百万円

（訂正後）

営業取引以外の取引高 795百万円

< 訂正箇所 >

P.22「個別注記表 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳」

（訂正前）

繰延税金資産（負債）の純額 238百万円

（訂正後）

繰延税金資産の純額 238百万円

以上